

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
NBC警報器		GC-Z600244M	
		防衛大臣承認	平成24年10月22日
		作 成	平成24年 9月13日
		変 更	令和 7年12月16日
		作成部隊等名	補給統制本部 化学部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において放射線、生物剤及び有毒化学剤の検知・警報に使用するNBC警報器について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、NDS C0002及びNDS C0011による。

1.2.1

技術審査

仕様書に明確に規定できない機能及び性能の細部について契約の相手方が行う計画及び設計を技術的に評価して判定し、仕様を確定する行為をいう。

1.2.2

COTS品

Commercial Off The Shelf の略称で、既製品で販売又はリースが可能となっているソフトウェア製品、ハードウェア製品又は一般向けにライセンス提供されている物をいう。

1.2.3

GPS

Global Positioning Systemの略称で、全地球測位システムをいう。

1.2.4

UTM

Universal Transverse Mercator Systemの略称で、ユニバーサル横メルカトル座標系をいう。

1.2.5

検知情報

位置、時間、風向風速、放射線・化学剤検知部及び生物剤検知部が検知した情報をいう。

1.2.6

民生無線機

“電波法”に規定される免許を必要としない無線局をいう。

1.2.7

地図情報

デジタル地図データをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類	物品番号
1	N B C 警報器	6 6 6 5－2 8 9－0 6 1 8－5
2	N B C 警報器（化学防護車等装甲車用）	6 6 6 5－2 8 9－0 6 1 9－5
3	N B C 警報器（部隊用防護装置用）	6 6 6 5－2 8 9－0 6 2 0－5
4	N B C 警報器（小銃小隊用）	6 6 6 5－2 8 9－0 6 2 1－5
5	N B C 警報器（中隊用）	6 6 6 5－2 8 9－0 6 2 2－5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1の種類による。

例 N B C 警報器（化学防護車等装甲車用）

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2	フタル酸樹脂エナメル
J I S K 5 6 5 1	アミノアルキド樹脂塗料
J I S K 5 6 5 8	建築用耐候性上塗り塗料
N D S C 0 0 0 2	地上用電子機器通則
N D S C 0 0 1 1	電磁干渉試験方法
N D S C 0 1 1 0	電子機器の運用条件に対する試験方法
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

b) 仕様書

D S P C 3 1 0 3－1 0 1	野外用通信線（野外線 J W D－1／T T）
D S P C 3 3 0 1	通信用絡車
D S P C 3 3 0 5	巻線機，手動式（J R L－3 9－C）
D S P D 0 0 0 3	3 $\frac{1}{2}$ t トラック
D S P Z 9 0 0 4	技術変更提案書の様式
D S P Z 9 0 0 8	品質管理等共通仕様書
G C－D 6 0 0 0 4 9	化学防護車
G C－Z 6 0 0 0 7 5	部隊用防護装置
G C－Z 6 0 0 1 9 2	化学剤監視装置
G L T－C G－C 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊電子機器共通仕様書
G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 9	陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
G S－C 2 1 4 4 8 8	携帯無線機 1 号
G S－C 6 8 5 0 0 8	師団等指揮システム
G S－C 6 8 5 0 3 8	基幹連隊指揮統制システム

c) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

1.6 附属書

附属書A 技術審査実施要領

2 製品に関する要求

2.1 製造請負の実施体制

契約の相手方は、この製造請負の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保する。
- b) a)の業務従事者が、製造に必要な能力、経験などをもつ。
- c) a)の業務従事者は、b)に掲げるほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要に対応可能な体制にある。

2.2 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.1による。

2.3 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2－構成

区分		数量					注記
		1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
検知装置	放射線・化学剤検知部	10	1	1	1	3	携行カバーを含む。
	生物剤検知部	10	1 ^{b)}	1	1	3	携行カバー、風向風速計及び放射線・化学剤検知部との接続ケーブルを含む。
	三脚	10	—	1	1	3	—
	民生無線機通信モジュール	2	—	—	—	—	民生無線機、通信用三脚及び接続ケーブルから成る。
	電池部	10	—	1	1	3	放射線・化学剤検知部との接続ケーブルを含む。

表2－構成（続き）

区分			数量					注記
			1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
警報装置	警報部	警報部本体	1	－	1	1	3	携行カバーを含む。
		民生無線機通信モジュール	2	－	1	1	6	民生無線機，通信用三脚及び接続ケーブルから成る。
	電池部		1	－	1	1	3	警報部との接続ケーブルを含む。
連接装置	連接装置本体		1	－	－	－	1	携行カバーを含む。
	民生無線機通信モジュール		1	－	－	－	1	民生無線機，通信用三脚及び接続ケーブルから成る。
注 ^{a)} 表1の番号を表し，その番号の種類を示す。 注 ^{b)} 風向風速計を除く場合は，調達要領指定書によって指定する。								

2.4 材料・部品・加工方法

材料，部品及び加工方法は，GLT-CG-C000001の2.1による。ただし，GLT-CG-C000001によることが不可能な場合は，承認図面による。

2.5 構造・形状・寸法・質量

2.5.1 構造・形状

構造及び形状は，次によるほか図1～図10を参考とする。細部は，承認図面による。

- 構造堅ろう，操作容易かつ動作円滑で連続使用に耐え得る機能をもつ。
- 構成機器は，整備及び機能点検が容易な機能をもつ。
- 構成機器及び附属品は，DSP D 0003による3 $\frac{1}{2}$ トラック一台に搭載運搬可能な機能をもつ。

2.5.2 寸法・質量

寸法及び質量は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表3，図2～図6，図8及び図10を参考とする。細部は，承認図面による。

ただし，最大寸法には突起物を含めず，附属品及び予備品を除く。

表3－寸法・質量

番号	項目	寸法 mm			質量 ^{a)} kg	注記
		幅	奥行き	高さ		
1	放射線・化学剤検知部	350	250	400	10	—
2	生物剤検知部	350	250	400	10	—
3	三脚	—	—	1000	10	寸法は，収納時とする。 伸長時の調節範囲は，図4による。
4	電池部	450	350	200	15	検知装置及び警報装置用
5	警報部本体	400	350	250	10	—
6	連接装置本体	450	400	250	15	寸法は，収納時とする。
7	民生無線機通信モジュール	—	—	3000	5	寸法は，最大伸長時とする。
注^{a)} 携行カバー及び接続ケーブルを除く。						

2.6 外観

外観は、次による。

- a) 仕上げが良好であり、機能及び性能上有害なひび、きず、割れ、さび及びまくれなどの欠陥があつてはならない。
- b) 塗装及びめっきにむらがあつてはならない。

2.7 設計条件

設計条件は、NDS C 0002の2.1及び2.3によるほか、次による。

- a) 国内法の規制の範囲内で使用可能な設計とする。
- b) 特殊な工具を使用せず整備可能とし、容易に構成部品などの交換が可能な機能をもつ。
- c) 外囲条件に関する適合条件は、NDS C 0002の2.2及び表4による。ただし、使用部品などによる制約がある場合は、適合条件を緩和して差し支えない。

なお、COTS品を除く。

表4－外囲条件に関する適合条件

項目	適合条件
検知装置	分類 9（携帯用）
警報装置	分類 9（携帯用）
連接装置	分類 6（野外天幕用）

- d) 電磁干渉性を考慮する。
- e) 野外使用を考慮し、誘導雷対策を施す。
- f) GS-C685008及びGS-C685038のインタフェース条件などの情報は、表8の番号2～番号7による。

2.8 機能

機能は、図11～図15によるほか、次による。

- a) **検知装置** 検知装置は、放射線、生物剤及び有毒化学剤の監視を行うとともに、警報装置に対し警報及び検知情報をデータとして送信可能な機能をもつ。また、携行カバーを取り付けることによって保管時に積み重ねることが可能とするほか、次による。
 - 1) 放射線・化学剤検知部の電源は、電池部によるほか、附属品のACアダプタを接続することによってAC100 V、単相50／60 Hzの電源、又は附属品の車両用電源ケーブルを接続することによって、DC24 Vの電源が使用可能な機能をもつ。
 - 2) 放射線・化学剤検知部は、電源スイッチの操作によって起動及び停止が可能な機能をもつ。
 - 3) 放射線・化学剤検知部は、確認スイッチの操作によって機器の状態及び通信状態を表示灯によって確認可能な機能をもつ。
 - 4) 放射線・化学剤検知部は、 γ 線を検知し、警報及び検知情報を警報装置にデータとして送信可能な機能をもつ。
 - 5) 放射線・化学剤検知部の放射線警報発生のしきい値は、附属品の制御器を接続することによって検知性能内の値で任意に設定可能な機能をもつ。
 - 6) 放射線・化学剤検知部は、附属品のテストピースによって作動の確認が可能な機能をもつ。
 - 7) 放射線・化学剤検知部は、有毒化学剤（神経剤、びらん剤、血液剤及び窒息剤）及び産業毒性物質を検知し、警報及び検知情報を警報装置にデータとして送信可能な機能をもつ。
 - 8) 放射線・化学剤検知部の化学剤警報発生しきい値は、あらかじめ設定した複数の値を、附属品

の制御器を接続することによって選択可能な機能をもつ。

- 9) 放射線・化学剤検知部は、附属品のテストガスによって作動の確認が可能な機能をもつ。
- 10) 放射線・化学剤検知部は、GPSによって自己位置を標定し、警報装置にデータとして送信できる機能をもつ。
- 11) 放射線・化学剤検知部は、附属品の呼出装置によって可視・振動の警報を発することが可能な機能をもつ。
- 12) 放射線・化学剤検知部は、附属品の制御器によって制御器を接続した検知装置の警報及び検知情報の確認、警報発生のしきい値の設定変更、機器状態の把握及び検知装置の内部機器を休止並びに起動の制御が可能な機能をもつ。
- 13) 放射線・化学剤検知部は、内蔵する民生無線機によって警報装置と接続し、警報及び検知情報を警報装置にデータ送信が可能であるとともに、制御信号を受信可能な機能をもつ。
- 14) 放射線・化学剤検知部は、民生無線機通信モジュールを接続することによって民生無線機による通信位置を変更可能な機能をもつ。民生無線機通信モジュールによって警報装置と接続し警報及び検知情報を警報装置にデータ送信が可能であるとともに、制御信号を受信可能な機能をもつ。
- 15) 放射線・化学剤検知部は、附属品の副接続回線によって警報装置と接続したときは、警報及び検知情報を警報装置に副接続回線を通してデータ送信可能であるとともに、制御信号を受信可能な機能をもつ。
- 16) 放射線・化学剤検知部は、民生無線機の通達距離延長のため、附属品の中継器を警報装置との間に設置し、警報装置と接続したときは、警報及び検知情報を警報装置に民生無線機を通してデータ送信可能であるとともに、制御信号を受信可能な機能をもつ。
- 17) 放射線・化学剤検知部は、民生無線機の通達距離延長のため、附属品の中継器（拡張型）を警報装置との間に設置し、警報装置と接続したときは、警報及び検知情報を警報装置に民生無線機及び副接続回線を通してデータ送信が可能であるとともに、制御信号を受信可能な機能をもつ。
- 18) 放射線・化学剤検知部は、民生無線機及び附属品の副接続回線によって警報装置及び他の検知装置と接続したときは、他の検知装置からの制御信号、警報及び検知情報を警報装置又は他の検知装置へ中継可能な機能を持つ。

なお、附属品の副接続回線で接続可能な検知装置の数量は、2台とする。

- 19) 放射線・化学剤検知部は、GS-C214488及び附属品の接続器によって警報装置及び他の検知装置と接続し、1周波数の無線によって警報及び検知情報を警報装置にデータ送信が可能であるとともに、制御信号を受信可能な拡張性をもつ機能をもつ。

なお、他の検知装置から受信した制御信号、警報及び検知情報を、警報装置又は他の検知装置へ中継可能な拡張性をもつ機能をもつ。

- 20) 放射線・化学剤検知部は、警報装置及び他の検知装置との通信状態を定期的にモニタリング可能な機能を持つ。
- 21) 放射線・化学剤検知部は、自己診断機能によって機器の状態を警報装置にデータとして送信可能な機能をもつ。
- 22) 放射線・化学剤検知部は、生物剤検知部と接続し、電源を供給可能な機能をもつ。
- 23) 放射線・化学剤検知部は、生物剤検知部と接続し、データの受信及び制御信号の送信が可能な機能をもつ。

- 24) 放射線・化学剤検知部は、生物剤検知部と接続しない状態で正常に動作する機能をもつ。
 - 25) 三脚によって放射線・化学剤検知部又は生物剤検知部を設置する高さを変更することが可能な機能をもつ。
 - 26) 生物剤検知部は、放射線・化学剤検知部と接続することによって電源の供給を受け、起動、データ送信及び制御信号の受信が可能な機能をもつ。また、生物剤検知部に内蔵する民生無線機によって放射線・化学剤検知部は、警報装置及び他の検知装置と接続可能な機能をもつ。
 - 27) 生物剤検知部は、空気中の生体に由来する物質を含む粒子を検知し、警報及び検知情報を放射線・化学剤検知部にデータとして送信可能な機能をもつ。
 - 28) 生物剤検知部の生物剤警報発生のしきい値は、あらかじめ設定した複数の値を、放射線・化学剤検知部に接続した附属品の制御器によって選択可能な機能をもつ。
 - 29) 生物剤検知部は、附属品のテストパウダーによって動作の確認が可能な機能をもつ。
 - 30) 生物剤検知部は、超音波式の風向風速計によって風向風速を計測し、放射線・化学剤検知部にデータとして送信可能な機能をもつ。
 なお、風向風速計は容易に取外し可能とし、取り外した状態においても検知装置は、正常に動作する機能をもつ。
 - 31) 生物剤検知部は、自己診断機能によって機器の状態を放射線・化学剤検知部にデータとして送信可能な機能をもつ。
 - 32) NBC警報器（化学防護車等装甲車用）は、附属品の車両設置用架台（化学防護車用、96式装輪装甲車用及び軽装甲機動車用）を使用することによってそれぞれの車内に搭載することが可能な機能をもつ。また、GC-D600049に示す空気浄化装置用リレーボックスと有線によって接続することが可能であり、空気浄化装置を起動させる信号を送信可能な機能をもつ。
- b) **警報装置** 警報装置は、検知装置及び他の警報装置から警報並びに検知情報を受信し、警報情報を基に可視・可聴の警報を発するとともに、接続装置に対してその情報をデータとして送信可能な機能をもつ。また、シミュレーション訓練機能によって接続装置から模擬警報を受信した場合模擬警報を基に警報を発するとともに、接続装置に対してその情報をデータとして送信可能であるほか、次による。
- 1) 警報装置の電源は、電池部によるほか、附属品のACアダプタを接続することによってAC100V、単相50/60Hzの電源又は附属品の車両用電源ケーブルを接続することによってDC24Vの電源が使用可能な機能をもつ。
 - 2) 警報部は、電源スイッチの操作によって起動及び停止が可能な機能をもつ。
 - 3) 警報部は、確認スイッチの操作によって機器の状態及び通信状態を表示灯によって確認可能な機能をもつ。
 - 4) 警報部は、検知装置及び他の警報装置からの警報情報を基に、可視・可聴の警報を発することが可能な機能をもつ。
 - 5) 警報部は、警報音の音量調整が可能な機能をもつ。
 - 6) 警報部は、警報音停止ボタンによって警報音を停止可能な機能をもつ。
 - 7) 警報部は、附属品の呼出装置によって可視・振動の警報を発することが可能な機能をもつ。
 - 8) 警報部は、附属品の制御器によって接続している検知装置の警報及び検知情報の確認、警報発生のしきい値を設定変更、機器状態の把握及び検知装置の内部機器を休止及び起動する制御が遠隔可能な機能をもつ。
 - 9) 警報部は、民生無線機通信モジュールによって検知装置と接続し、警報及び検知情報を検知装

置からデータ受信可能であるとともに、制御信号を送信可能な機能をもつ。また、その情報を接続装置と送受信可能な機能をもつ。

- 10) 警報部は、附属品の副接続回線によって検知装置と接続し、警報及び検知情報を検知装置からデータ受信可能であるとともに、制御信号を送信可能な機能をもつ。
- 11) 警報部は、附属品の副接続回線によって接続装置と接続し、制御信号、警報及び検知情報を接続装置と送受信可能な機能をもつ。
- 12) 警報部は、民生無線機の通達距離延長のため、附属品の中継器を接続装置及び検知装置の間に設置し、それらと接続した場合は、警報及び検知情報を検知装置から民生無線機を通してデータ受信可能であるとともに、制御信号を送信可能な機能をもつ。また、その情報を接続装置と民生無線機を通して送受信可能な機能をもつ。
- 13) 警報部は、民生無線機の通達距離延長のため、附属品の中継器（拡張型）を接続装置及び検知装置の間に設置し、それらと接続した場合は、警報及び検知情報を検知装置から民生無線機及び副接続回線を通してデータ受信可能であるとともに、制御信号を送信可能な機能をもつ。また、その情報を接続装置と民生無線機及び副接続回線を通して送受信可能な機能をもつ。
- 14) 警報部は、民生無線機通信モジュール及び附属品の副接続回線によって接続装置及び他の警報装置と接続し、他の警報装置からの制御信号、警報及び検知情報を接続装置又は別の警報装置へ中継が可能な機能をもつ。

なお、附属品の副接続回線で接続可能な警報装置の数量は、2台とする。

- 15) 警報部は、GS-C214488及び附属品の接続器によって検知装置と接続し、1周波数の無線によって警報及び検知情報を検知装置からデータ受信可能であるとともに、制御信号を送信可能な拡張性をもつ。
- 16) 警報部は、GS-C214488及び附属品の接続器によって接続装置及び他の警報装置と接続し、1周波数の無線によって制御信号、警報及び検知情報を検知装置とデータ送受信が可能な拡張性をもつ。

なお、他の警報装置から制御信号、警報及び検知情報を受信した場合は、接続装置又は他の警報装置へ中継可能な拡張性をもつ。

- 17) 警報部が、接続可能な検知装置の数量は、10台とする。ただし、附属品の副接続回線によって接続可能な検知装置の数量は、4台とする。
- 18) 警報部は、検知装置、他の警報装置及び接続装置との通信状態を定期的にモニタリング可能な機能をもつ。
- 19) 警報部は、自己診断機能によって機器の状態を接続装置にデータとして送信可能な機能をもつ。
- 20) 警報部は、GC-Z600075の空気浄化装置と有線によって接続することが可能であり、空気浄化装置を起動させる信号を送信可能な機能をもつ。
- 21) 警報部は、携行カバーを取り付けることによって保管時に積み重ねることが可能な機能をもつ。また、容易に携行可能な機能をもつ。

c) **接続装置** 接続装置は、警報装置からの警報及び検知情報を受信し、警報情報を基に可視・可聴の警報を発することが可能な機能をもつ。また、機器の状態、警報及び検知情報を表示するとともに、データを蓄積可能なほか、次による。

- 1) 電源は、AC100V、単相50/60Hzの電源、又は附属品の車両用電源ケーブルによってDC24Vの電源が使用可能な機能をもつ。

- 2) 電源スイッチの操作によって起動及び停止が可能な機能をもつ。
 - 3) 民生無線機通信モジュールによって警報装置及び制御信号、警報及び検知情報の送受信が可能な機能をもつ。
 - 4) 附属品の副接続回線によって警報装置と接続し、制御信号、警報及び検知情報を警報装置と送受信可能な機能をもつ。
 - 5) **GS-C214488** 及び附属品の接続器と接続し、1周波数の無線によって制御信号、警報及び検知情報を警報装置と送受信可能な拡張性をもつ機能をもつ。
 - 6) 接続可能な警報装置の数量は、5台とする。
 - 7) 警報装置を介して接続可能な検知装置の数量は、13台とする。
 - 8) 検知装置及び警報装置との通信状態を定期的にモニタリング可能な機能をもつ。
 - 9) 警報装置から受信した警報及び検知情報をUTM座標系で地図情報及び画面に表示し、可視・可聴の警報を発することが可能な機能を持つ。
 - 10) GPSによって接続装置の自己位置を標定し、UTMで地図情報とともに画面に表示可能な機能をもつ。
 - 11) 風向及び風速の表示において風上方向又は風下方向、度又はミル、m/s又はkm/hの表示単位を、あらかじめ設定可能な機能をもつ。
 - 12) 各警報装置及び各検知装置の機器状態、警報及び検知情報を蓄積可能な機能をもつ。
 - 13) 民生無線機通信モジュール又は附属品の副接続回線で警報装置及び検知装置と接続することによって検知装置の警報発生のしきい値を設定変更、検知装置の内部機器を休止及び起動する制御が遠隔で可能な機能をもつ。
 - 14) **GS-C685008** の化学防護隊用端末と接続することが可能であり、警報情報を**GS-C685008** のプログラムが読み取り可能なデータ形式に変換し、NBCに関する情報を送受信できる機能を持ち、接続装置が受信した情報を画面に表示可能な機能をもつ。
 - 15) **GS-C685038** の端末と接続することが可能であり、警報情報を**GS-C685038** のプログラムが読み取り可能なデータ形式に変換してNBCに関する情報を送受信可能とし、接続装置が受信した情報を画面に表示可能な機能をもつ。
 - 16) **GC-Z600192** の標定処理装置と接続することが可能であり、警報情報を**GS-Z600192** のプログラムが読み取り可能なデータ形式に変換してNBCに関する情報を送受信可能とし、接続装置が受信した情報を画面に表示可能な機能をもつ。
 - 17) 携行カバーを取り付けることによって容易に携行可能な機能をもつ。また、保管時に積み重ねることが可能な機能をもつ。
- d) **シミュレーション訓練機能** シミュレーション訓練機能は、接続装置においてあらかじめ入力した模擬警報を基とし、警報装置で、放射線、生物剤及び有毒化学剤に関する警報を発生することが可能な機能をもつ。

なお、シミュレーション訓練の実施中において検知装置が放射線、生物剤又は化学剤を検知し、警報を発生した場合には、シミュレーション訓練を停止し、警報装置及び接続装置において警報を発生することが可能な機能をもつ。

2.9 性能

性能は、表5に示す性能を満足しなければならない。

なお、附属品及び予備品を除く。

表5－性能

番号	項目	性能
1	放射線	放射線・化学剤検知部において放射線の検知対象は、 $0.14 \mu\text{Gy/h}$ から 2 Gy/h の γ 線を検知可能な機能をもつ。検知対象に対する検知時間は、3秒以内とする。
2	有毒化学剤	放射線・化学剤検知部において有毒化学剤の検知対象は、神経剤（VX・GA・GB・GD）、びらん剤（HD・L）、血液剤（CK）及び窒息剤（CG）とし、検知濃度は、 $1 \text{ ct } 50$ ：半数無能力化暴露量（集団の半数を無能化する濃度）とする。検知対象に対する検知時間は、20秒以内とする。
3	産業毒性物質	放射線・化学剤検知部において産業毒性物質の検知対象は、塩素（CL）とする。検知対象に対する検知時間は、20秒以内とする。
4	生物剤	生物剤検知部において生物剤の検知対象は、粒径 $1 \mu\text{m}$ から $10 \mu\text{m}$ の生体に由来する物質を含む粒子とする。検知対象に対する検知時間は、60秒以内とする。
5	電源	a) 検知装置及び警報装置において使用する電池部は、24時間以上連続使用可能とする。 b) 検知装置及び警報装置の使用可能な電源は、電池部、外部DC $24 \text{ V} \pm 5\%$ 電源、又は外部AC $100 \text{ V} \pm 10\%$ 電源とする。 c) 連接装置の使用可能な電源は、外部DC $24 \text{ V} \pm 5\%$ 電源、又は外部AC $100 \text{ V} \pm 10\%$ 電源とする。
6	警報音	警報部の警報音は、80 db以上（離隔距離50 cm）とする。
7	警報伝達	警報及び検知情報の伝達が可能である。
8	離隔距離	警報部は、放射線・化学剤検知部から400 m以上離れて使用可能な機能をもつ。連接装置は、警報部から800 m以上離れて使用可能な機能をもつ。
9	耐振性	a) 条件の負荷前後に異常なく動作することが可能である。 b) 破損、緩みなど機械的損傷があってはならない。
10	耐衝撃性	
11	耐温湿度サイクル性	
12	耐水性	内部に機器の動作に支障を来す浸水があってはならない。
13	耐砂じん性	内部に機器の動作に支障を来す砂じんの侵入があってはならない。
14	耐食性	機器の表面に有害な腐食を生じることがあってはならない。
15	電磁干渉性	NDS C 0011の7.1, 7.2, 9.1, 9.2及び9.3による。

2.10 塗装・塗色

2.10.1 塗装

塗装は、2.10.2, GLT-CG-C000001の2.3, GLT-CG-Z000001の2.2及びNDS C 0002の3.3.6によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、十分な防せい処理を行った後に、次の塗料で上塗りを行う。細部は、承認図面による。

- a) JIS K 5572の半つや外部用又は同等以上の物
- b) JIS K 5651の半つや外部用又は同等以上の物
- c) JIS K 5658の半つや外部用又は同等以上の物

2.10.2 塗色

構成品の外部塗色は、NDS Z 8201の色番号2314（OD色 7.5Y 3/1）を標準とし、細部は、承認図面による。ただし、COTS品については、製造者が規定する仕様とすることが可能である。

2.11 製品の表示

製品の表示は、製品の見やすい箇所にNDS Z 8011の1種銘板を取り付ける。また、表示内容は、物品管理区分標識、品名、物品番号、製造番号、納入年月及び納入者名とし、細部は、承認図面による。

なお、物品管理区分標識は、GLT-CG-Z000001の図2のb)による。

2.12 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008による。要求事項は、DSP Z 9008の表1のb)による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、表6の試験条件によって表7に示す試験を行う。

なお、細部の試験要領は、製品試験実施要領書による。

表6－試験条件

条件	注記
a) 耐温湿度サイクル性に対する試験方法は、次による。 1) 周囲動作温度範囲は、NDS C 0002の2.2.5表7区分Aとする。 2) 相対湿度は、95 %とする。 3) 動作確認は結露がない状態とする。 b) 耐温湿度サイクル性を除く試験条件は、次による。 1) 周囲温度 常温（5℃～35℃） 2) 相対湿度 常湿（45 %～85 %） 3) 電源 電池部、AC100 V±10 %，単相50/60 Hz±5 %， DC24 V±5 %	検知装置、警報装置及び連接装置の各1台だけの試験とする。 （表7番号7を除く。）

表7－試験方法等

番号	項目	試験方法	内容
1	放射線	検知範囲の線量率を照射し、検知可能なことを確認する。	a) 照射線量率は、0.1 $\mu\text{Gy/h}$ ～2 Gy/h とする。 b) 細部は、製品試験実施要領書による。
2	有毒化学剤	検知対象の有毒化学剤を吸引させ、検知可能なことを確認する。	a) 検知剤種及び濃度は、 GA50 $\text{mg}\cdot\text{min}/\text{m}^3$ ， GB25 $\text{mg}\cdot\text{min}/\text{m}^3$ ， GD25 $\text{mg}\cdot\text{min}/\text{m}^3$ ， VX10 $\text{mg}\cdot\text{min}/\text{m}^3$ ， HD75 $\text{mg}\cdot\text{min}/\text{m}^3$ ， L75 $\text{mg}\cdot\text{min}/\text{m}^3$ 以下とする。 b) 細部は、製品試験実施要領書による。
3	産業毒性物質	産業毒性物質を吸引させ、検知可能なことを確認する。	a) 塩素ガスを検知し、警報が出力されることを確認する。 b) 細部は、製品試験実施要領書による。

表7－試験方法等（続き）

番号	項目	試験方法	内容
4	生物剤	生体に由来する物質を含む粒子を吸引させ、検知可能なことを確認する。	a) 生体に由来する粒子径は、1 μm ～10 μm とする。 b) その他の粒子径は、1 μm 、5 μm 及び10 μm を含む物質とする。 c) 細部は、製品試験実施要領書による。
5	電源	a) 電池部で連続使用可能なことを確認する。 b) AC100 V及びDC24 Vの電源が使用可能なことを確認する。	a) 電池部は、満充電状態とする。 b) 細部は、製品試験実施要領書による。
6	警報音	警報部の警報音量が問題ないことを確認する。	音圧計によって、50 cmの距離での計測とする。
7	警報伝達	検知装置の警報及び検知情報が、警報装置及び接続装置に伝達可能なことを確認する。	a) 検知装置、警報装置及び接続装置を、10対1対1で通信させた状態とする。 b) 細部は、製品試験実施要領書による。
8	離隔距離	有線及び民生無線機に接続し、離隔距離でデータ送受信可能なことを確認する。	a) 検知装置、警報装置及び接続装置を、1対1対1で通信させた状態とする。 b) 民生無線機及び中継器は、錯雑地等を含む距離とする。 c) 細部は、製品試験実施要領書による。
9	耐振性	NDS C 0110の3.1.2表1区分A及び3.1.3による。	a) NDS C 0002の2.2.1 b)による。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作試験とする。
10	耐衝撃性	NDS C 0110の3.2.2表2地上用電子機器の場合、区分A及び3.2.4による。ただし、接続装置は、区分Dとする。	a) NDS C 0002の2.2.2 b) 表6区分Aによる。ただし、接続装置は区分Dとする。 b) 開閉部は、密閉状態とし、COTS品を除いた状態とする。 c) 非動作試験とする。
11	耐温湿度サイクル性	NDS C 0110の3.8による。	a) NDS C 0002の2.2.7による。 b) サイクル数は、1とする。
12	耐水性	NDS C 0110の3.9.2, 3.9.3, 3.10.1及び3.10.3による。	a) NDS C 0002の2.2.8 表9 区分Cによる。ただし、接続装置は区分Bとする。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作試験とする。
13	耐砂じん性	NDS C 0110の3.13による。	a) NDS C 0002の2.2.9による。 b) 非動作試験とする。
14	耐食性	NDS C 0110の3.14又は3.15による。	a) NDS C 0002の2.2.10による。 b) 非動作試験とする。
15	電磁干渉性	NDS C 0011の7.1, 7.2, 9.1, 9.2及び9.3による。	NDS C 0002の2.3.5による。

3.2 試験の省略

試験の省略は、当該機器などがそれぞれの規格に適合した実績があり、かつ、その後の製造条件、設計、部品及び材料に変更がないことが確認される場合には、試験を省略してもよい。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品

無償貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表8によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5によって、官側が必要と認めた物とする。

表8－無償貸付品

番号	品名	数量 ^{a)}	引渡時期	引渡先	返納時期	返納先
1	ディジタル地図データ（部内限り）	1	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所	契約納期まで。	官側の指定する場所
2	陸上自衛隊指揮システムNBC情報把握システム詳細設計書	1				
3	基幹連隊指揮統制システム（その1）基本設計書	1				
4	基幹連隊指揮統制システム（その2）設計計算書	1				
5	基幹連隊指揮統制システム操作手順書	1				
6	基幹連隊指揮統制システムプログラム基本設計書	1				
7	師団等指揮システム詳細設計書	1				
8	化学剤監視装置取扱説明書	1				
9	送受信機 J R T－F 2 5	1 3				
1 0	符号変換部 J P S－F 1 1	1 3				
1 1	空中線 J A T－F 2 5	3				
1 2	空中線 J A T－F 2 6	1 0				
1 3	连接器	1 3				

注^{a)} 数量は標準とし、変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。

5.2 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表9～表11による。また細部は、承認図面による。

表9－検知装置附属品

番号	品名	数量					注記
		1 a)	2 a)	3 a)	4 a)	5 a)	
1	ACアダプタ	10	1	1	1	3	AC100 V電源用
2	制御器	1	1	1	1	3	警報装置/検知装置制御用
3	呼出装置	1	1	—	1	3	可視・振動による警報通知用
4	携行用具	1	—	1	1	3	放射線・化学剤検知部用 及び生物剤検知部の携行用
5	中継器	5	—	—	—	—	民生無線機の通達距離延長用
6	中継器（拡張型）	2	—	—	—	—	民生無線機の通達距離延長用 副接続回線接続可能
7	中継器（拡張型）電池部	2	—	—	—	—	中継器（拡張型）用 DC28 V 18 A/h
8	携行容器（附属品用）	10	1	1	1	3	—
9	副接続回線	10	—	—	—	—	DSP C 3103-101と同等 絶縁体の色は、NBC警報器の承認図面による（400 m）。 DSP C 3301と同等
10	副接続回線巻線機	1	—	1	—	—	DSP C 3305と同等
11	连接器	10	—	1	1	3	GS-C214488 データ通信接続用
12	車両用電源ケーブル	—	1	—	—	—	DC24 V 電源用 5 m
13	空気浄化装置用リレーボックス接続ケーブル（化学防護車用）	—	1	—	—	—	2.5 m

表9－検知装置附属品（続き）

番号	品名	数量					注記
		1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
14	車両設置用架台（化学防護車用）	—	1	—	—	—	吸排気チューブ，接続アダプタ及び固定具を含む。
15	車両設置用架台（96式装輪装甲車用）	—	1	—	—	—	吸排気チューブ，接続アダプタ及び固定具を含む。
16	車両設置用架台（軽装甲機動車用）	—	1	—	—	—	吸排気チューブ，接続アダプタ及び固定具を含む。
17	テストピース	1	1	1	1	1	放射線検知の作動確認用 “放射性同位元素等の規制に関する法律”の規制対象外の物とする。
18	テストガス	1	1	1	1	1	化学剤検知の作動確認用
19	テストパウダー	1	1	1	1	1	生物剤検知の作動確認用 蛍光粒子など（500mg）
20	除湿パック	20	2	2	2	6	放射線・化学剤検知部用
注 ^{a)} 表1の番号を表し，その番号の種類を示す。							

表10－警報装置附属品

番号	品名	数量					注記
		1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
1	ACアダプタ	1	—	1	1	3	AC100V電源用
2	携行容器（附属品用）	1	—	1	1	3	—
3	制御器	1	—	—	—	—	警報装置／検知装置制御用
4	呼出装置	1	—	—	—	—	可視・振動による警報通知用
5	中継器	3	—	1	1	2	民生無線機の通達距離延長用
6	中継器（拡張型）	—	—	—	—	2	民生無線機の通達距離延長用 副連接回線接続可能

表10－警報装置附属品（続き）

番号	品名	数量					注記
		1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
7	中継器（拡張型）電池部	—	—	—	—	2	中継器（拡張型）用 DC 28 V 18 A/h
8	副接続回線	4	—	2	—	2	DSP C 3103-101と同等 絶縁体の色は、NBC警報器の承認図面による（400 m）。 DSP C 3301と同等
9	副接続回線巻線機	1	—	1	—	1	DSP C 3305と同等
10	连接器	2	—	1	1	6	GS-C214488データ通信接続用
11	空気浄化装置用接続ケーブル（部隊用防護装置用）	—	—	1	—	—	5 m
12	車両用電源ケーブル	1	—	1	1	1	DC 24 V 電源用 5 m
13	電池部充電器	—	—	1	1	—	11個を16 h以内充電
14	電池部残量表示器	—	—	1	1	—	接続ケーブル（2 m）を含む。
注 ^{a)} 表1の番号を表し、その番号の種類を示す。							

表11－連接装置附属品

番号	品名	数量					注記
		1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
1	中継器	—	—	—	—	1	民生無線機の通達距離延長用
2	副接続回線	1	—	—	—	2	DSP C 3103-101と同等 絶縁体の色は、NBC警報器の承認図面による（400 m）。 DSP C 3301と同等
3	副接続回線巻線機	1	—	—	—	1	DSP C 3305と同等
4	连接器	1	—	—	—	1	GS-C214488データ通信接続用
5	発電機	1	—	—	—	1	連接装置及び電池部充電用 防音型（2 kVA以上）
6	電池部充電器	1	—	—	—	1	11個を16 h以内充電

表11－連接装置附属品（続き）

番号	品名	数量					注記
		1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
7	電池部残量表示器	1	—	—	—	1	接続ケーブル（2 m）を含む。
8	連接装置本体カバー	1	—	—	—	1	連接装置の天幕外使用時（防雨・防じん）用防滴性の布などを使用
9	車両用電源ケーブル	1	—	—	—	1	DC 24 V 電源用 5 m
10	無停電電源装置	1	—	—	—	1	HC-Z200023と同等
注 ^{a)} 表1の番号を表し、その番号の種類を示す。							

5.3 予備品

予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表12による。

表12－予備品

番号	品名	数量					注記
		1 ^{a)}	2 ^{a)}	3 ^{a)}	4 ^{a)}	5 ^{a)}	
1	電池部	10	—	1	1	3	検知装置用
2	電池部	1	—	1	1	3	警報装置用
注 ^{a)} 表1の番号を表し、その番号の種類を示す。							

5.4 承認用図面

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条6によって2.4, 2.5, 2.10, 2.11, 5.2, 表9番号9, 表10番号8及び表11番号2の承認用図面を契約後速やかに作成し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

5.5 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更提案をする場合は、調達要求元に事前審査を受けた後、DSP Z 9004によって契約担当官等に提案する。

5.6 納入書類

5.6.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表13による。

表13－添付書類

番号	品名	部数	注記
1	取扱説明書（日本語版）	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。
2	品質保証書	1	社内試験成績書を含む。

5.6.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表14の書類を、調達数量にかかわらず1部提出する。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において前回契約時から製品に変更のない場合は、提出を省略することが可能である。

表14－提出書類

番号	品名	部数	提出時期	提出先	注記
1	取扱説明書（日本語版） ^{a)}	1	納入時	調達要求元	G L T－C G－Z 0 0 0 0 1 の7.1 a) による。 様式は、随意とする。
2	納入計画書	1	計画審査終了後速やかに。		
3	設計計算書	1	設計審査終了後速やかに。		
4	製品試験実施要領書	1			
5	製品試験成績書	1	製品試験実施後		
注 ^{a)} 電子データ（Word形式又はPowerPoint形式とする。）及び製本での提出とする。					

5.7 放射線源

放射線源を使用する場合は，“放射性同位元素等の規制に関する法律”に基づく表示付認証機器として認証を受けなければならない。

5.8 発生材の処置

この契約によって生じた発生材は、契約の相手方が破棄する。

5.9 技術審査

契約の相手方は、**附属書A**に示す技術審査実施要領によって技術審査を受ける。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において前回契約時から製品に変更のない場合は、技術審査を省略することが可能である。

5.10 技術資料の閲覧

契約の相手方は、製造、検査、その他必要な技術資料を官側が必要とする場合、開示しなければならない。

5.11 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意については、**G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1**の8.1による。

5.12 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意については、**G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1**の8.2による。

5.13 官側の支援

契約の相手方は、官側の支援が必要な場合には、契約担当官等を通じて調達要求元に支援を求めることが可能である。

5.14 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下，“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報〕その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する。この場合、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

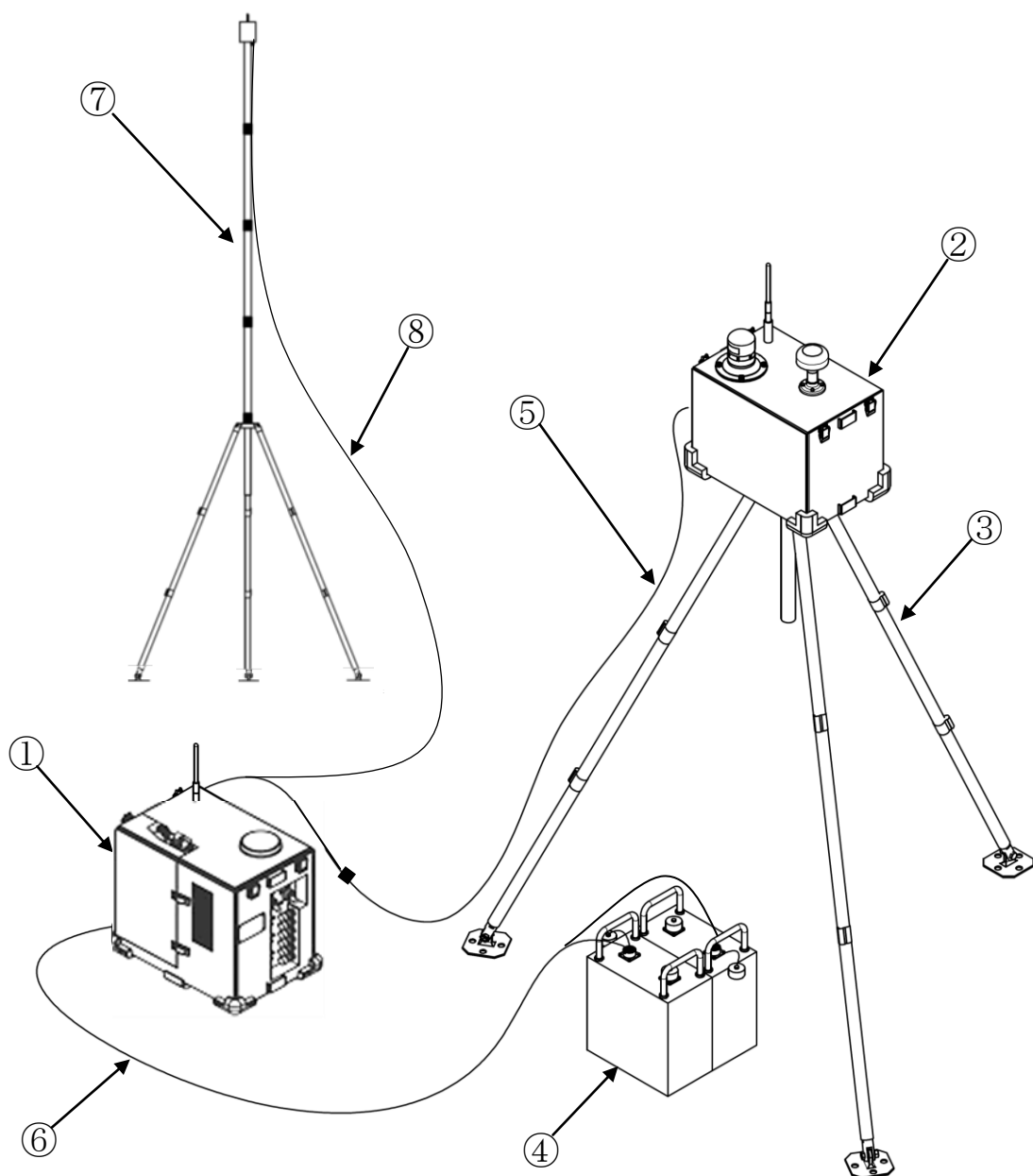
a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が保護すべき情報（情

報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとするとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。) として取り扱われることを保障する履行体制

- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

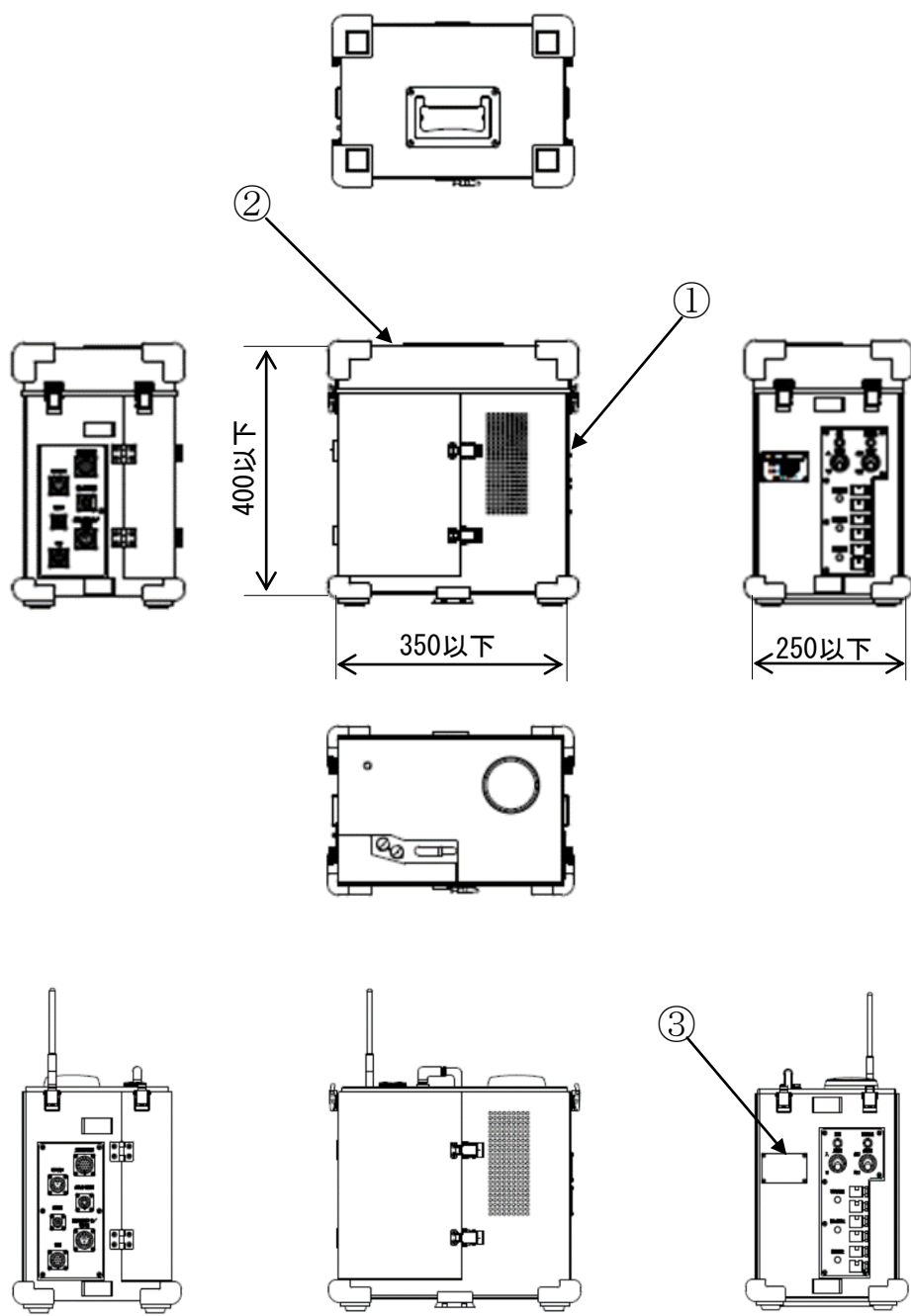
5.15 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。



⑧	民生無線機通信モジュール接続ケーブル（検知装置）	1 本	細部は、図6による。
⑦	民生無線機通信モジュール	1 個	細部は、図6による。
⑥	電池部接続ケーブル	1 本	細部は、図5による。
⑤	生物剤検知部接続ケーブル	1 本	細部は、図3による。
④	電池部	一式	電池部本体 2 個／式 細部は、図5による。
③	三脚	1 個	細部は、図4による。
②	生物剤検知部	1 個	細部は、図3による。
①	放射線・化学剤検知部	1 個	細部は、図2による。
番号	品名	数量	注記

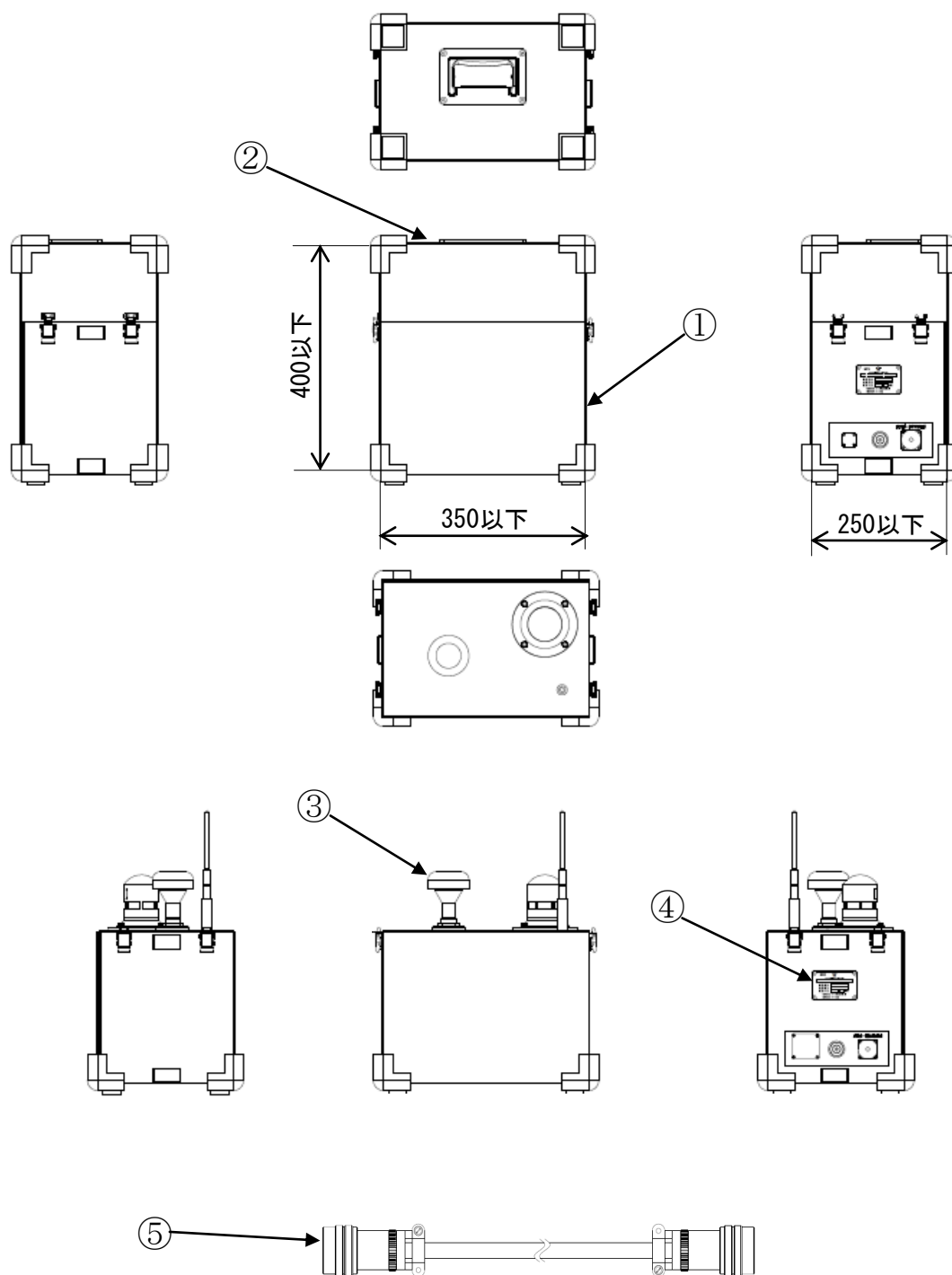
図1－検知装置構成



③	1 種銘板	1 個
②	放射線・化学剤検知部携行カバー	1 個
①	放射線・化学剤検知部本体	1 個
番号	品名	数量

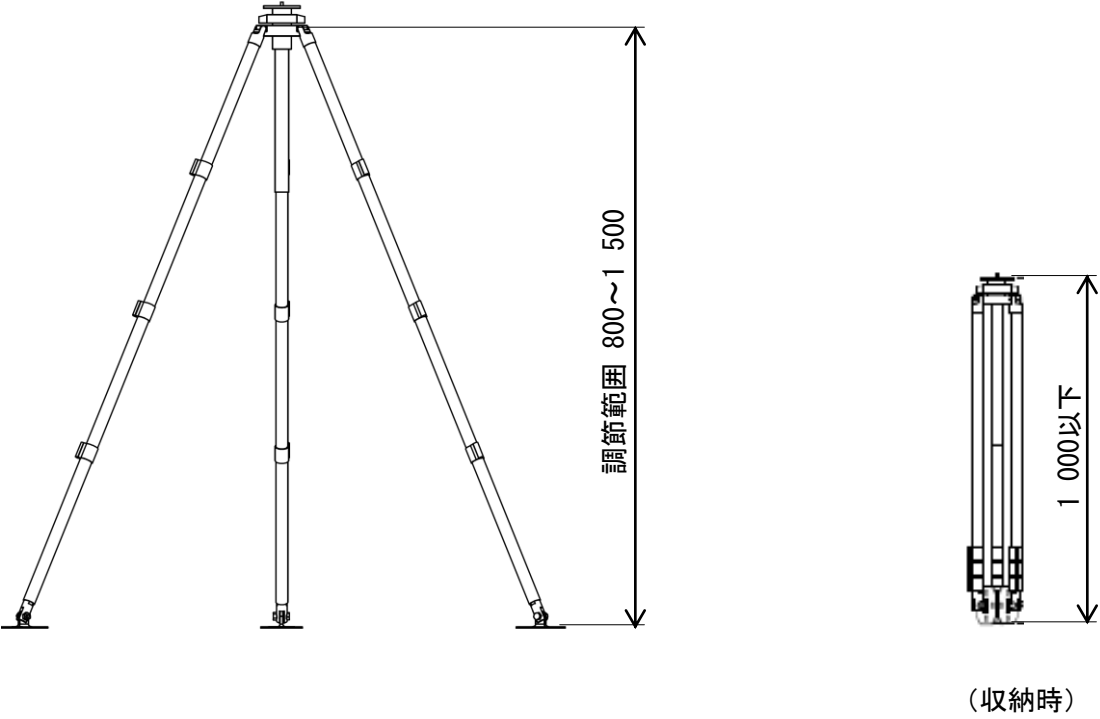
図2－放射線・化学剤検知部

単位 mm



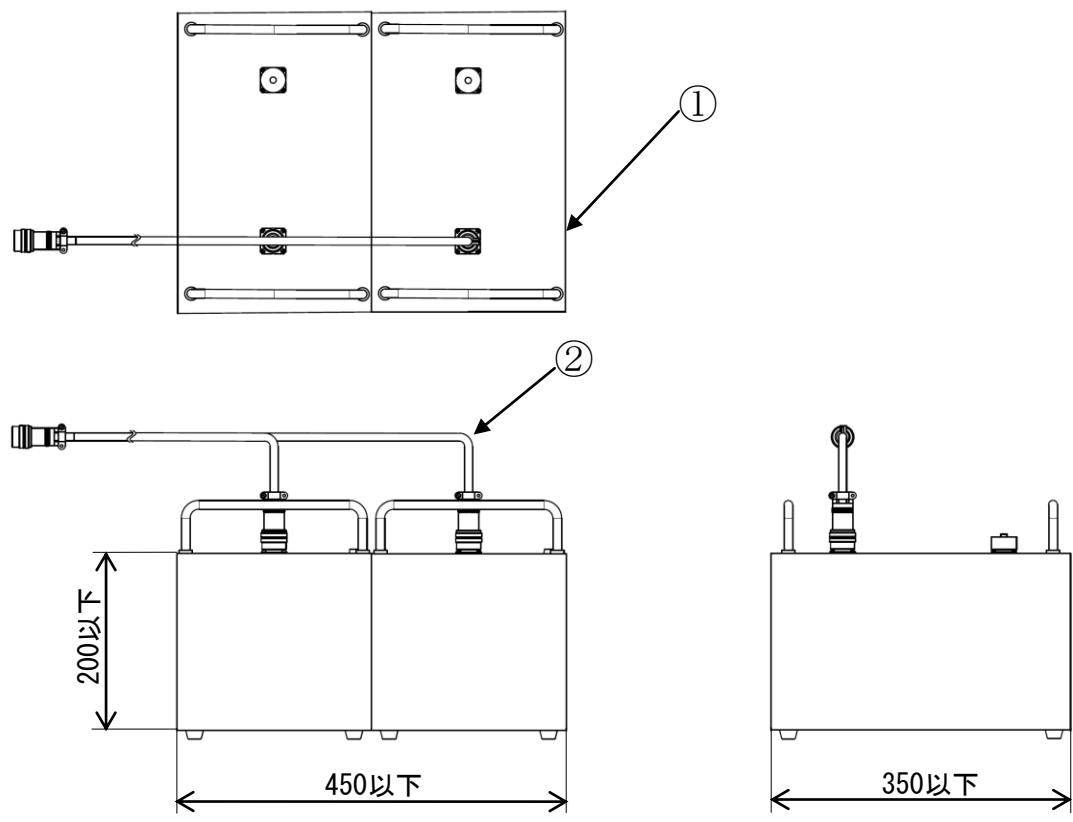
⑤	生物剤検知部接続ケーブル	1 本	2 m
④	1 種銘板	1 個	—
③	風向風速計	1 個	—
②	生物剤検知部携行カバー	1 個	—
①	生物剤検知部本体	1 個	—
番号	品名	数量	注記

図3—生物剤検知部



三脚	1 個
品名	数量

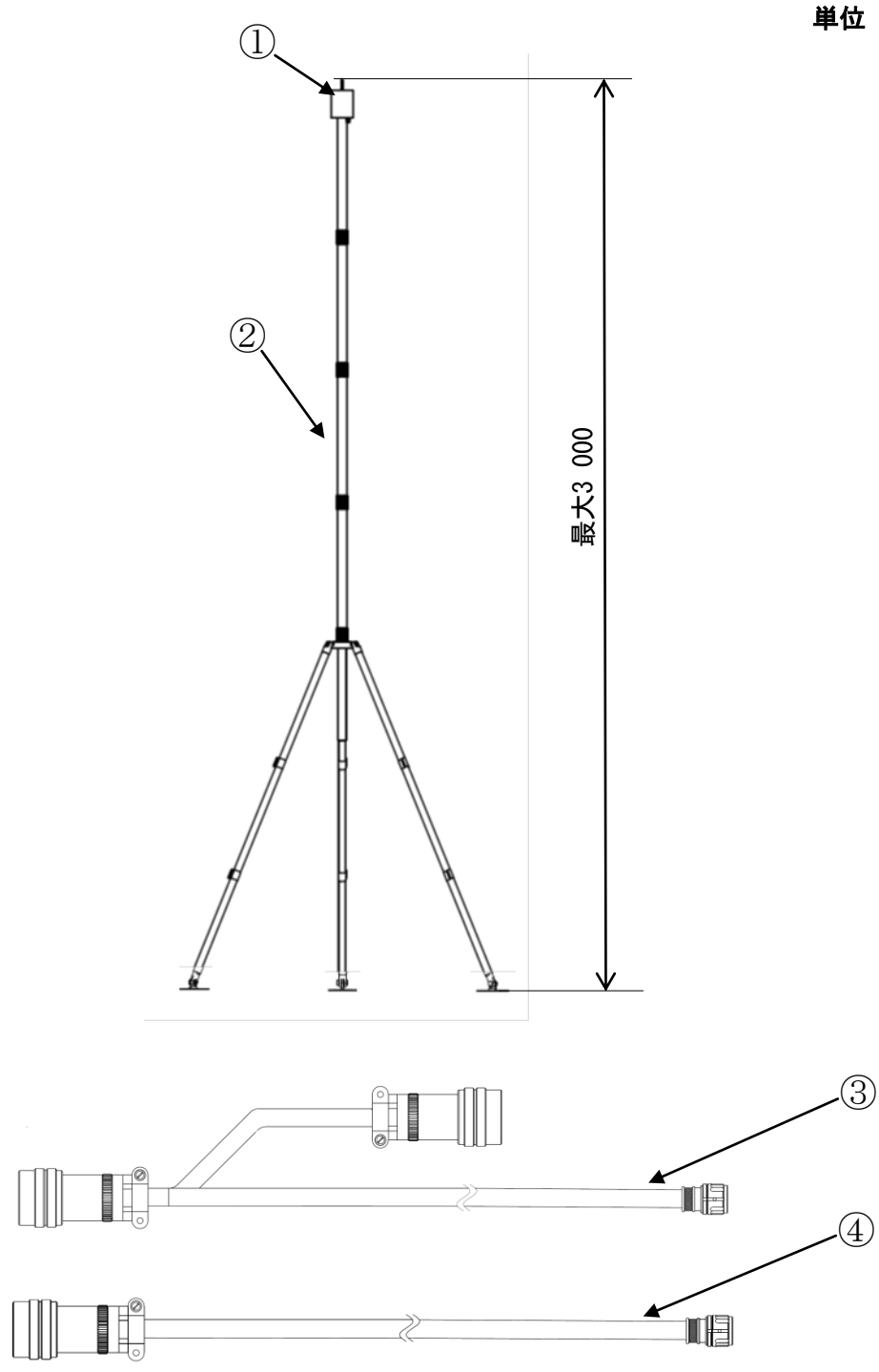
图4—三脚



②	電池部接続ケーブル	1 本	2 m の二股ケーブル
①	電池部本体	2 個	D C 2 8 V 1 8 A / h (1 個 当 た り)
番号	品名	数量	注記

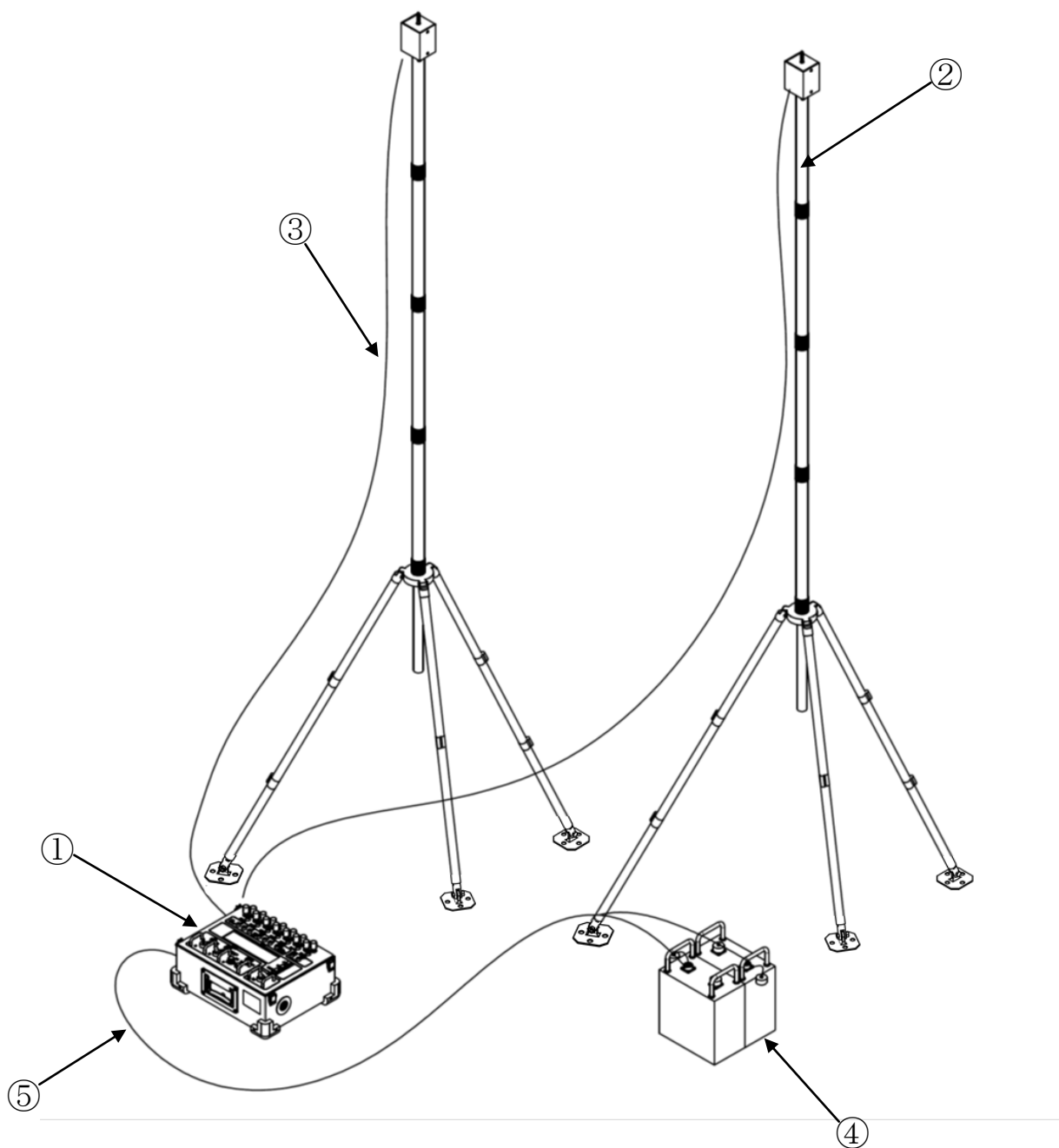
図5－電池部

単位 mm



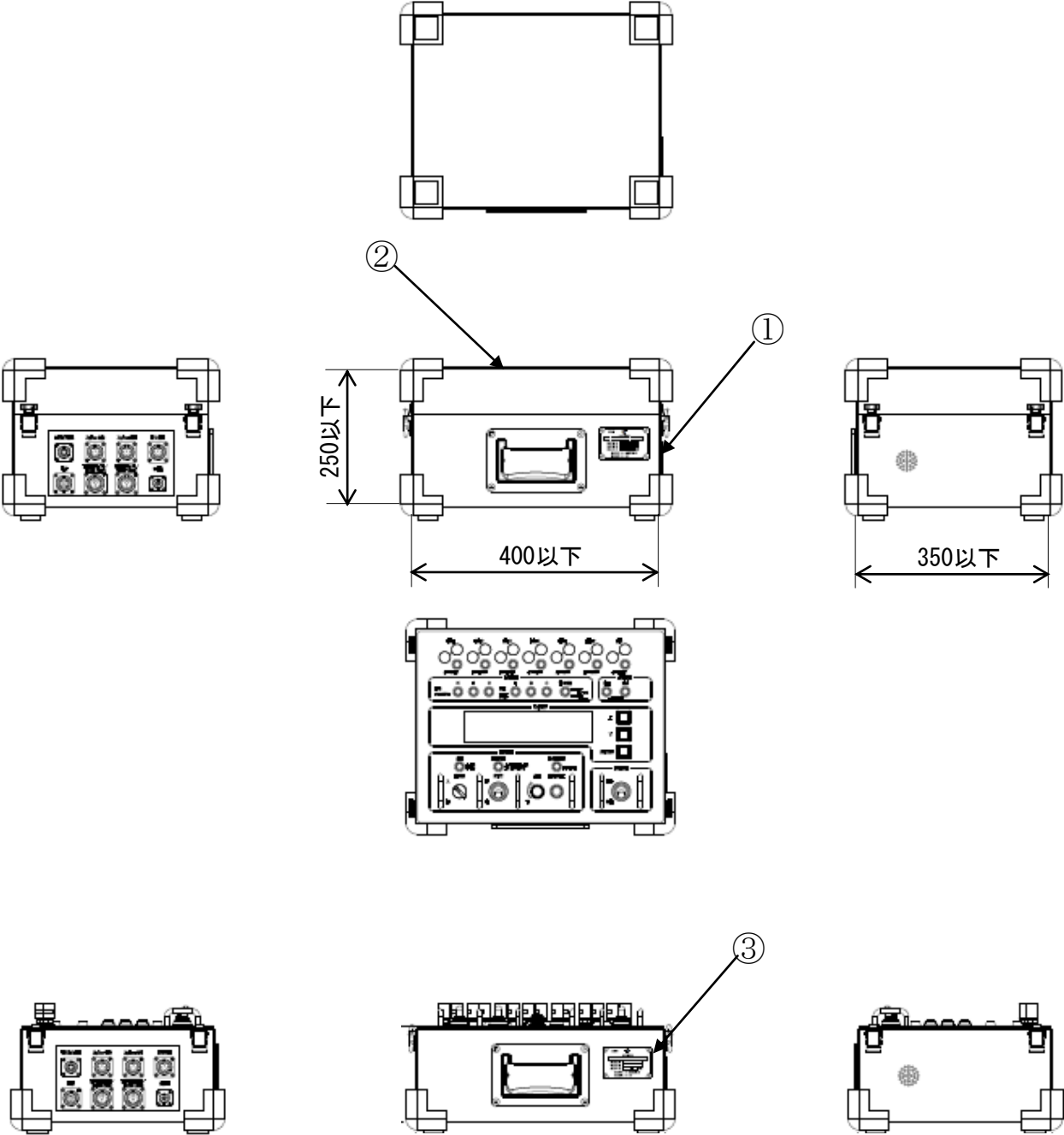
④	民生無線機通信モジュール接続ケーブル	1 本	1 2 m
③	民生無線機通信モジュール接続ケーブル（検知装置）	1 本	0 . 5 m と 1 2 m の二股ケーブル
②	通信用三脚	1 個	—
①	民生無線機	1 個	—
番号	品名	数量	注記

図6－民生無線機通信モジュール



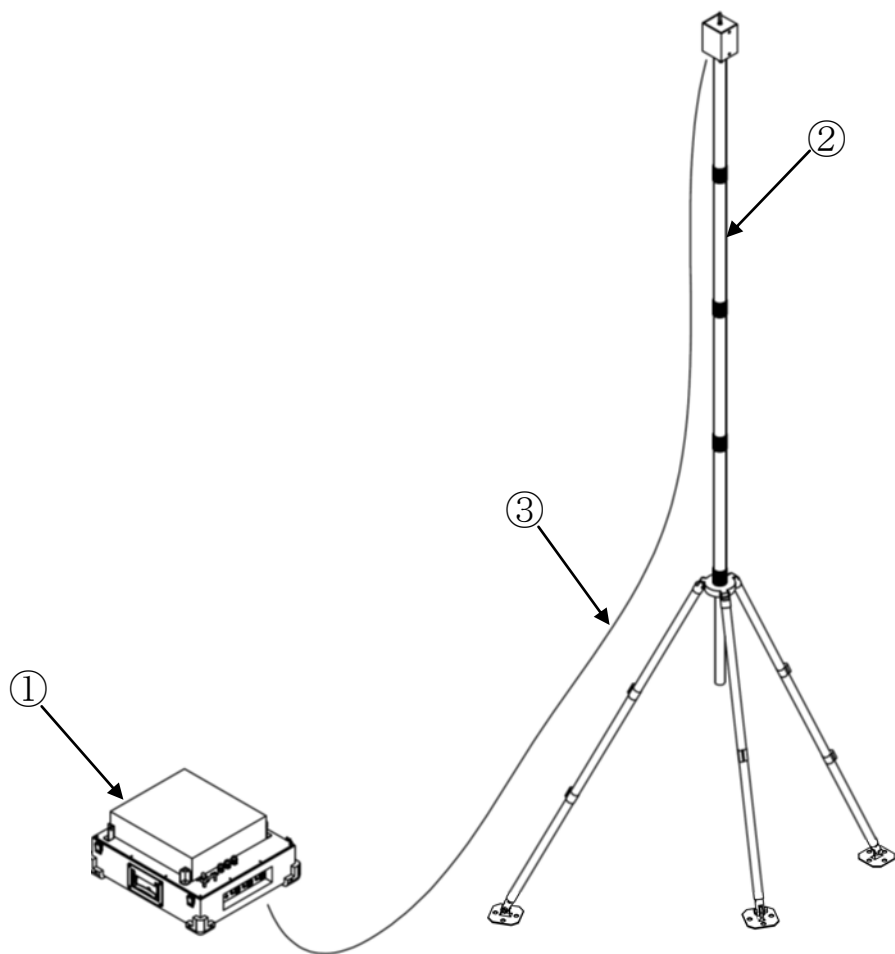
⑤	電池部接続ケーブル	1 本	細部は、図5による。
④	電池部	一式	電池部本体 2 個／式 細部は、図5による。
③	民生無線機通信モジュール接続ケーブル	2 本	細部は、図6による。
②	民生無線機通信モジュール	2 本	細部は、図6による。
①	警報部本体	1 個	細部は、図8による。
番号	品名	数量	注記

図7－警報装置構成



③	1 種銘板	1 個
②	警報部携行カバー	1 個
①	警報部本体	1 個
番号	品名	数量

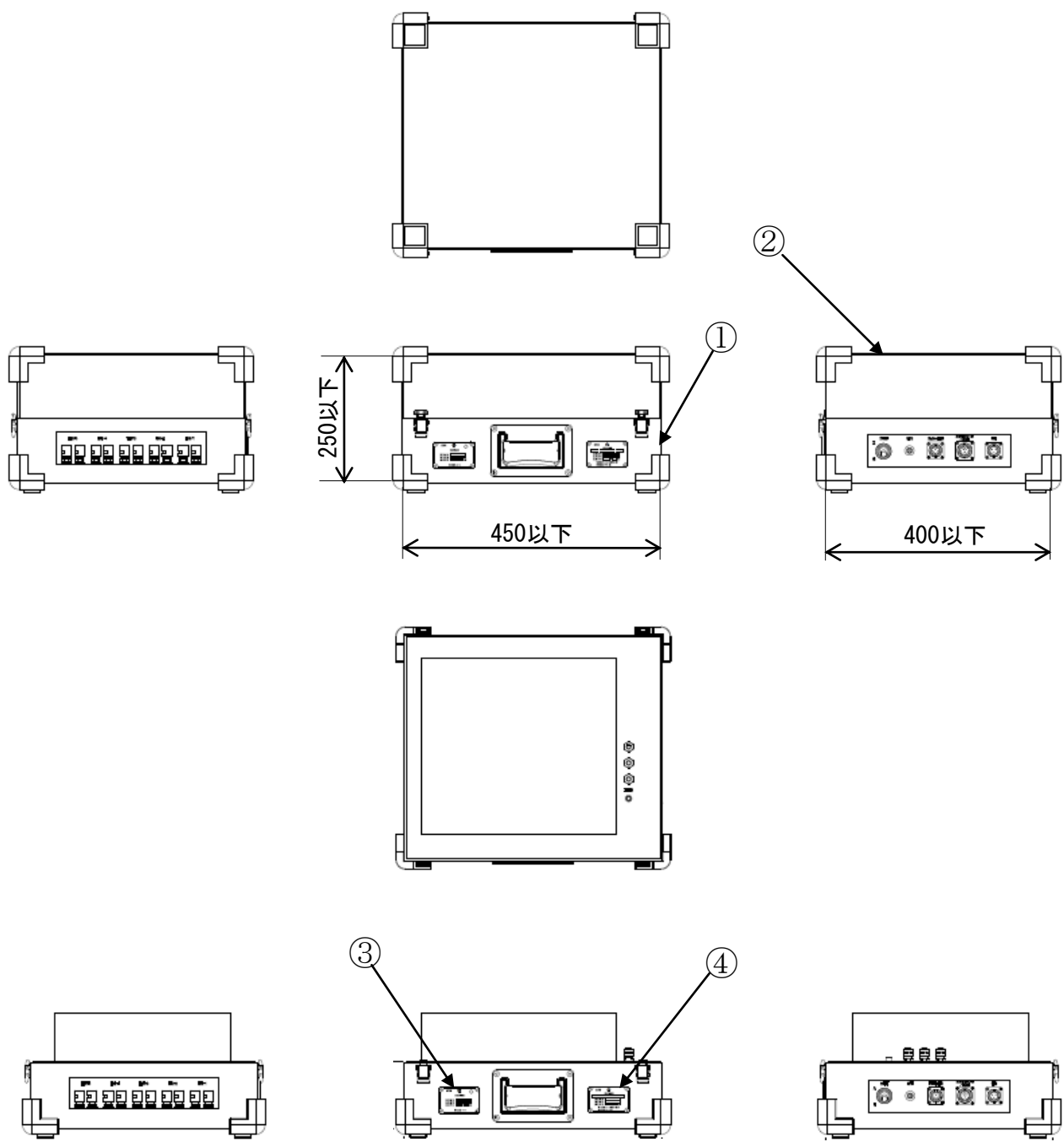
図8－警報部本体



③	民生無線機通信モジュール接続ケーブル	1 本	細部は、 図6 による。
②	民生無線機通信モジュール	1 個	細部は、 図6 による。
①	接続装置本体	1 個	細部は、 図10 による。
番号	品名	数量	注記

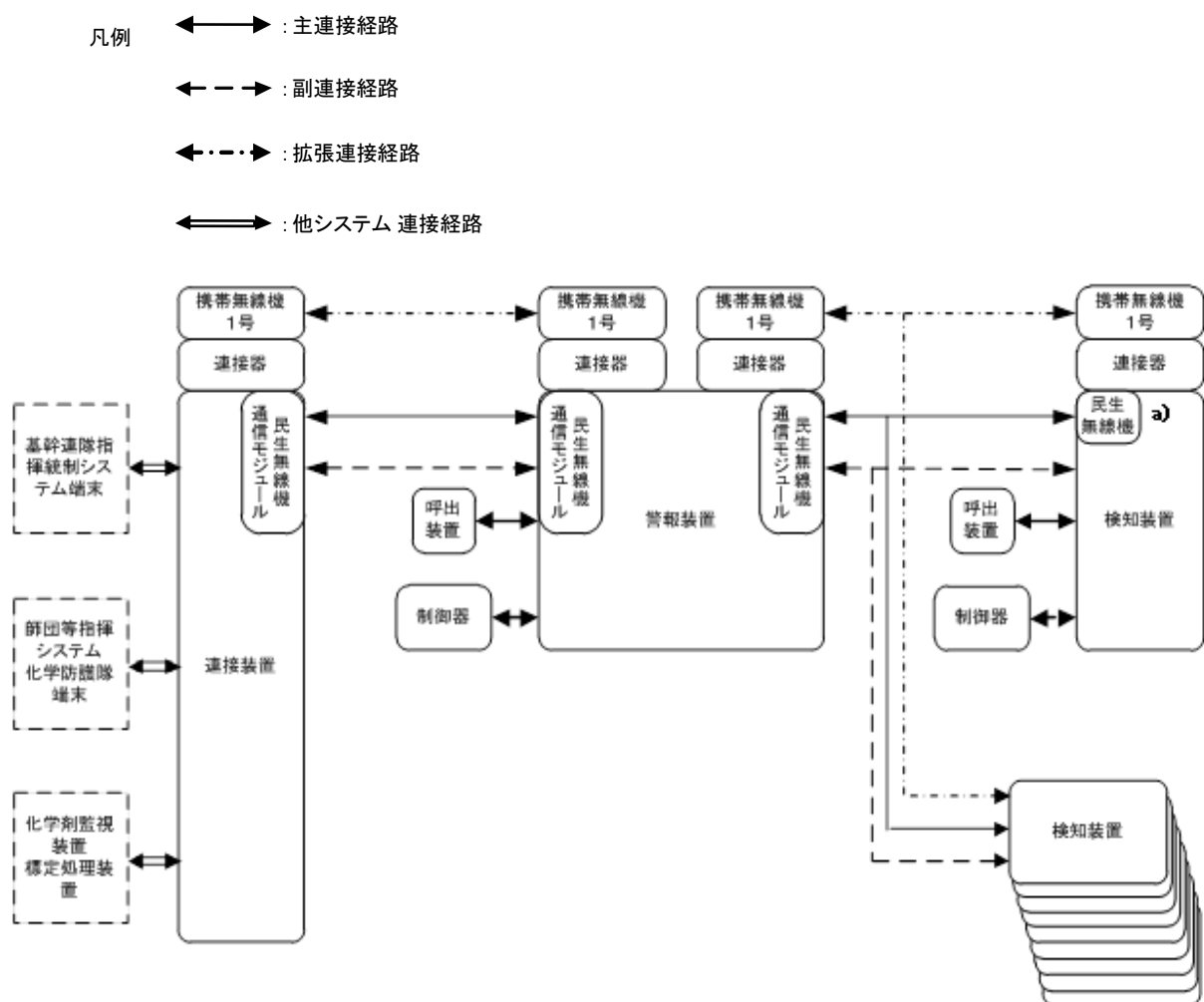
図9—接続装置構成

単位 mm



④	主銘板	1 個
③	1 種銘板	1 個
②	連接装置携行カバー	1 個
①	連接装置本体	1 個
番号	品名	数量

図10－連接装置本体

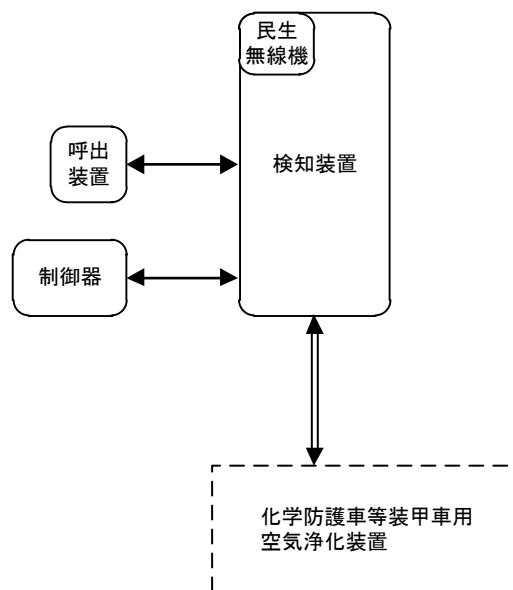


注記 主として民生無線機を接続経路として使用する。ただし、民生無線機が接続できないときには、副接続回線を接続経路として使用可能である。また、拡張性としてGS-C214488と接続した場合には、民生無線機と切り換えてGS-C214488を接続経路として使用することも可能な機能をもつ。

注^{a)} 民生無線機又は民生無線機通信モジュール

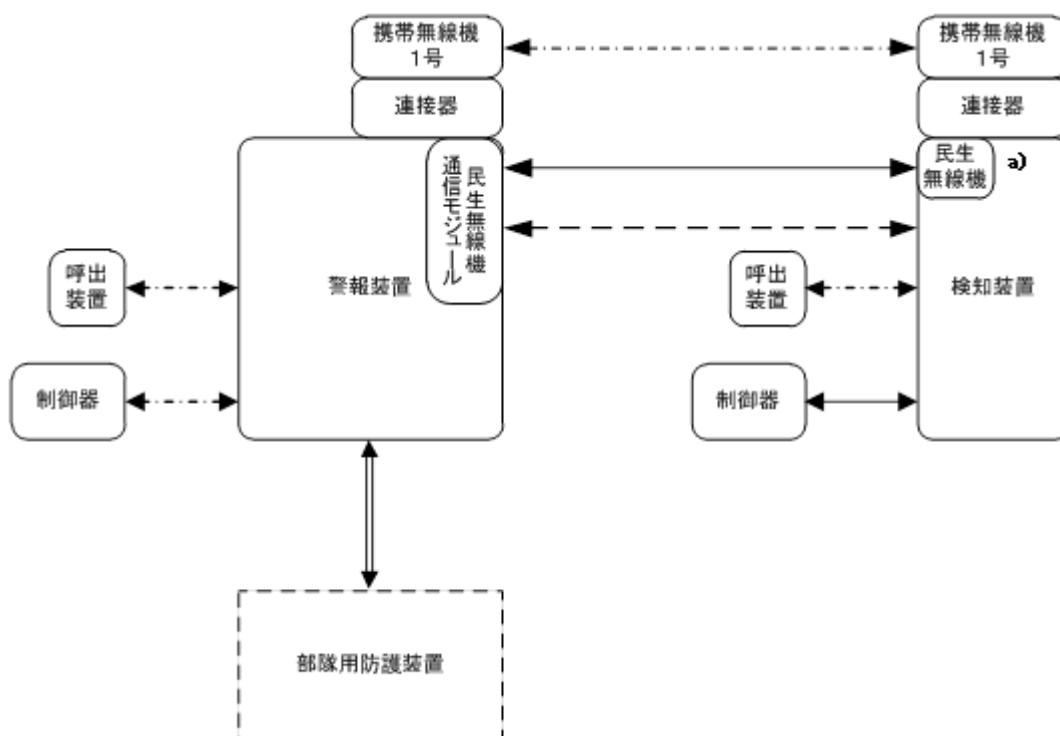
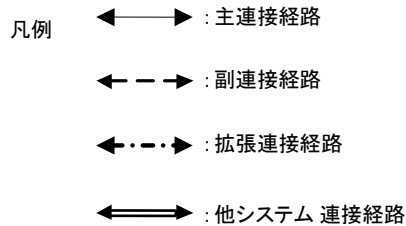
図11－NBC警報器システム系統図

凡例 $\longleftrightarrow$: 主連接経路
 $\longleftrightarrow$: 他システム 連接経路



注記 主として民生無線機を連接経路として使用する。ただし、民生無線機が連接できないときには、副連接回線を連接経路として使用可能である。また、拡張性としてGS-C214488と連接した場合には、民生無線機と切り換えてGS-C214488を連接経路として使用することも可能な機能をもつ。

図12－NBC警報器（化学防護車等装甲車用）システム系統図



注記 主として民生無線機を接続経路として使用する。ただし、民生無線機が接続できないときには、副接続回線を接続経路として使用可能である。また、拡張性としてGS-C214488と接続した場合には、民生無線機と切り換えてGS-C214488を接続経路として使用することも可能な機能をもつ。

注^{a)} 民生無線機又は民生無線機通信モジュール

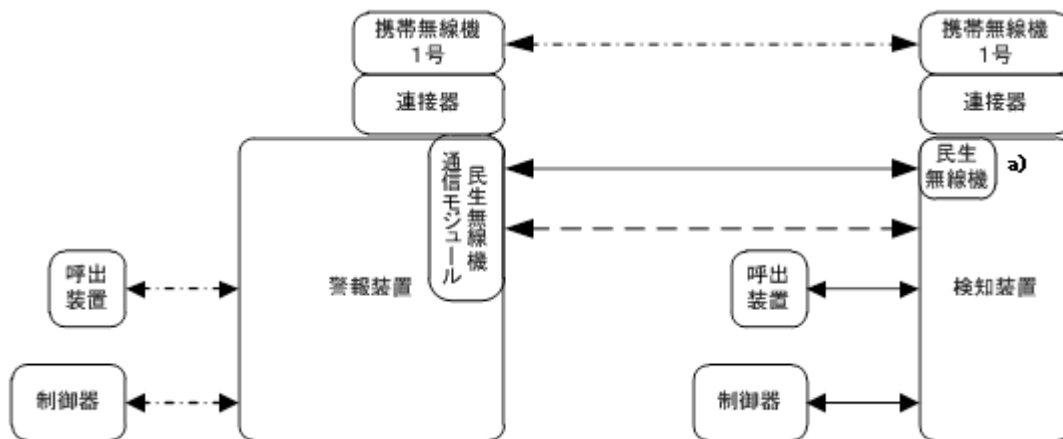
図13－NBC警報器（部隊用防護装置用）システム系統図

凡例

◀—▶ : 主接続経路

◀- - ▶ : 副接続経路

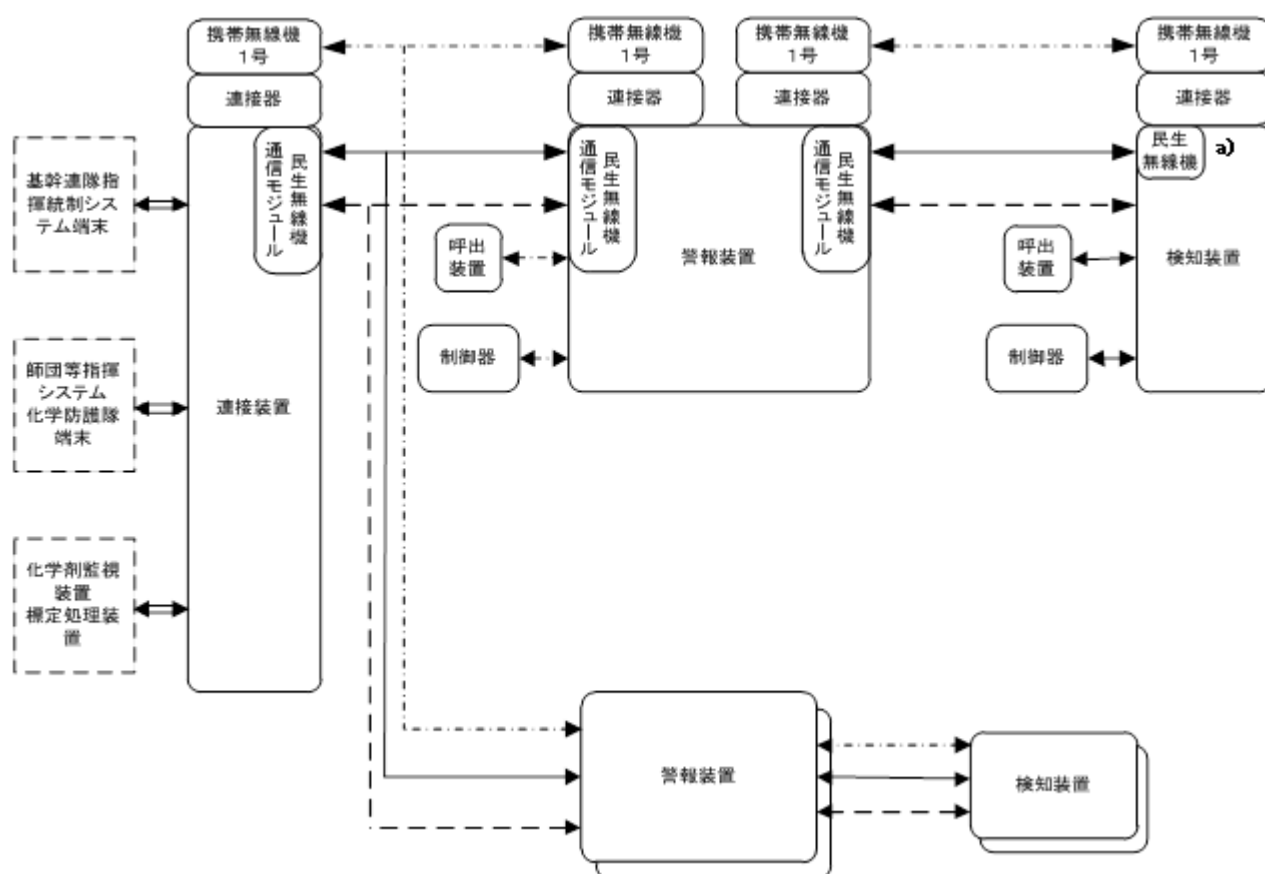
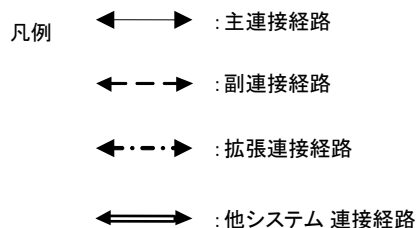
◀- · - · ▶ : 拡張接続経路



注記 主として民生無線機を接続経路として使用する。ただし、民生無線機が接続できないときには、副接続回線を接続経路として使用可能である。また、拡張性としてGS-C214488と接続した場合には、民生無線機と切り換えてGS-C214488を接続経路として使用することも可能な機能をもつ。

注^{a)} 民生無線機又は民生無線機通信モジュール

図14－NBC警報器（小銃小隊用）システム系統図



注記 主として民生無線機を接続経路として使用する。ただし、民生無線機が接続できないときには、副接続回線を接続経路として使用可能である。また、拡張性としてGS-C214488と接続した場合には、民生無線機と切り換えてGS-C214488を接続経路として使用することも可能な機能をもつ。

注^{a)} 民生無線機又は民生無線機通信モジュール

図15－NBC警報器（中隊用）システム系統図

附属書 A (規定) 技術審査実施要領

A.1 適用範囲

この実施要領は、NBC 警報器の製造請負契約において実施する技術審査について適用する。

A.2 目的

仕様書に明確に規定できない機能、性能などの細部について契約の相手方が行う計画及び設計を技術的に評価し、仕様書の細部を確定する。

A.3 技術審査官の構成

技術審査官の構成は、審査主任、審査主任補佐及び審査員とし、次による。

- a) 審査主任は、陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長（以下，“化学室長”という。）又は化学室長が指名する者とする。
- b) 審査主任補佐は、審査主任が指名する者とする。
- c) 審査員は、審査主任が指名又は依頼する機関などの職員とする。

A.4 技術審査項目

技術審査項目は、計画審査及び設計審査とし、次による。

- a) **計画審査** 計画審査は、次の項目を審査する。
 - 1) 納入計画
 - 2) その他審査主任が指定する事項
- b) **設計審査** 設計審査は、次の項目を審査する。
 - 1) 設計計算書
 - 2) 製品試験実施要領
 - 3) その他審査主任が指定する事項

A.5 審査に伴う手続等

審査に伴う手続は、次による。

- a) 契約の相手方は、A.4の技術審査項目について審査を受けなければならない。審査を希望する受審項目、日程及び場所を記載した技術審査受審申請書5部を、審査主任に提出する。
- b) 審査主任は、契約の相手方と日程など細部調整のうえ、審査を実施する。
- c) 審査主任補佐は、審査主任を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

A.6 審査結果の処置

審査主任は、審査の結果について契約担当官等及び契約の相手方に通知する。

A.7 その他

契約の相手方は、審査に先立ち必要に応じて予備審査を受ける事が可能とする。ただし、通常、予備審査は、技術審査の2週間前までに受けなければならない。